

国保の「高齢受給者証」更新について ～段階的に自己負担 1割から 2割負担に～

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっていますが、特例措置でこれまで1割負担とされていました。

平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。

高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方から、段階的に実施されます。

○平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方（誕生日が昭和19年4月2日以降の方）

- ・70歳の誕生月の翌月（ただし各月1日が誕生日の方はその月）の診療から、窓口負担が2割になります。

（平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方→5月の診療から2割負担）

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

○平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方（誕生日が昭和19年4月1日以降の方）

- ・平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。

（平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方→これまでの3割負担から1割負担）

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

■注意事項　・・・ 古い高齢受給者証は、各自で破棄してください。

＜お問い合わせ先＞ 税務住民課 国保グループ ☎27-2111 内線153

下北地域広域行政事務組合からのお知らせ

平成26年4月1日より、むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村から、一般廃棄物等処理施設「アックス・グリーン」へ住民の皆様がごみを直接持ち込んだときに料金を徴収する事が、下北地域広域行政事務組合に移ります。

～直接搬入（持ち込み）のルール～

①ごみの分類をお願いします

- ・可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・有害ごみ・資源ごみ

②個別に搬入する場合は、村で発行する「搬入確認証」が必要となります。

- ①の他に、・引越しごみ・漁業系ごみ・罹災ごみ・清掃ごみ・建築廃材・その他

③粗大ごみについて

- ・木材、生木類（1m以内・直径20cm以内）・機械、器具等で使用した乾電池等
- ・灯油式ストーブ（必ず灯油を抜き取って下さい）

④搬入禁止物

- ・産業廃棄物・医療廃棄物・消火器・ガスボンベ・コンクリート廃材・石膏ボード

※搬入禁止物はこの他にもありますので、不明な点は下記までお問い合わせ下さい。

料金は 10kg 10円（ただし、指定袋で搬入の場合は「無料」）

詳しくはホームページ（<http://shimoko.e-shimokita.jp/haikibutsu/carry/>）をご覧下さい。

＜お問い合わせ先＞ 下北地域広域行政事務組合 廃棄物施設課 ☎33-8851
東通村 いきいき健康推進課 ☎28-5800